

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
 (令和3年4月15日付け中酪(総務)発第55号) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領	酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領
【略】	【略】
第1 【略】	第1 【略】
第2 事業の要件	第2 事業の要件
1 【略】	1 【略】
2 事業の対象となる災害 [削る。]	2 事業の対象となる災害
(1) 令和2年7月豪雨(令和2年7月3日から31日までの間の豪雨をいう。)	<u>(1) 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨、台風第19号、第20号及び第21号</u>
(2) 令和2年から3年までの冬期の大雪(令和2年12月1日から令和3年3月31日までに発生した雪害をいう。)	(2) 令和2年7月豪雨(令和2年7月3日から31日までの間の豪雨をいう。)
(3) 令和3年福島県沖を震源とする地震(令和3年2月13日から令和3年3月31日までに発生した地震をいう。)	(3) 令和2年から3年までの冬期の大雪(令和2年12月1日から令和3年3月31日までに発生した雪害をいう。)
	(4) 令和3年福島県沖を震源とする地震(令和3年2月13日から令和3年3月31日までに発生した地震をいう。)
3～8 【略】	3～8 【略】
第3～第8 【略】	第3～第11 【略】

改正後	現行
<p>第9 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が<u>ある</u>場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第10 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和3年度</u>とする。</p> <p>第11～第12 【略】</p> <p>別表 【略】</p>	<p>第9 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が<u>あり、かつ、その金額が明らかな</u>場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第10 事業の実施期間 この事業の実施期間は、<u>令和2年度</u>とする。</p> <p>第11～第12 【略】</p> <p>別表 【略】</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第1号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年度において酪農経営災害緊急支援対策事業を下記のとおり実施したいので、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p> <p>別紙様式第1号の別添 【略】</p> <p>別紙様式第1号の別紙1～8 【略】</p>	<p>別紙様式第1号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年度において酪農経営災害緊急支援対策事業を下記のとおり実施したいので、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p> <p>別紙様式第1号の別添 【略】</p> <p>別紙様式第1号の別紙1～8 【略】</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第2号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p>	<p>別紙様式第2号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第3号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき<u>請</u>求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p>	<p>別紙様式第3号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき<u>申</u>請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業について、下記のとおり実施したので、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p> <p>別紙様式第4号の別紙1～8 【略】 別紙様式第4号の別添 【略】</p>	<p>別紙様式第4号</p> <p style="text-align: center;">酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業について、下記のとおり実施したので、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p>なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【以下略】</p> <p>別紙様式第4号の別紙1～8 【略】 別紙様式第4号の別添 【略】</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第5号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業運営状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年度における酪農経営災害緊急支援対策事業について、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第6の2の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式第5号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業運営状況報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年度における酪農経営災害緊急支援対策事業について、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第6の2の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第6号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る 消費税等相当額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 [削る。]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業補助金について、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額円を返還します。(返還がある場合、記載すること))</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別紙様式第6号</p> <p>酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る 消費税等相当額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業補助金について、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額円を返還します。(返還がある場合、記載すること))</p> <p style="text-align: center;">記</p>

附則（令和3年4月15日付け中酪（総務）発第55号）

- 1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとする。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 この要領の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和2年から3年までの冬期の大雪による被災に係る事業について

て、令和2年12月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

4 この要領の改正後の別添1から別添5までの事業のうち令和3年福島県沖を震源とする地震による被災に係る事業について、令和3年2月13日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）13の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。